国立大学法人東京医科歯科大学建築委員会規則

（平成１６年４月１日
規則第８２号）

（設置）
第１条　国立大学法人東京医科歯科大学に建築委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）
第２条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長が指名する役職員　１名
(2) 各大学院研究科長
(3) 各学部長
(4) 教養部長
(5) 各附置研究所長
(6) 病院長
(7) 事務局長
(8) その他学長が必要と認める者
２　前項第８号の委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期等）
第３条　前条第１項第８号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
３　第１項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第４条　委員会は次に掲げる事項を審議する。
(1) 本学における建築及び整備計画等に関すること。
(2) 本学建築物等の配分調整に関すること。
(3) 施設の有効活用に関すること。
(4) その他必要な事項

（委員長）
第５条　委員会に、委員長を置き、第２条第１項第１号の委員をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（開催時期）
第６条　委員会は、原則として年４回開催するものとする。
２　委員長は、必要があると認めるときは、臨時に建築委員会を開催することができる。

（議事）
第7条　委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
2　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第8条　議長は、専門的事項について、必要があると認めたときは、関係者を出席させることができる。

（専門部会）
第9条　委員会に、専門的事項を調査及び企画立案するため、専門部会を置くことができる。
2　専門部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

（庶務）
第10条　委員会の庶務は、施設部施設企画課において処理する。

（雑則）
第11条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附　則（平成17年4月25日規則第17号）
1　この規則は、平成17年4月25日から施行する。
2　この規則の施行日から平成19年5月31日までの間において改正後の第2条第1項第15号の委員となった者の任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。
附　則（平成20年6月19日規則第26号）
1　この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
2　この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。
附　則（平成21年4月1日規則第21号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附　則（平成22年3月23日規則第30号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附　則（平成24年3月30日規則第46号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附則（平成２６年６月１７日規則第４３号）
この規則は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
附　則（平成27年10月22日規則第204号）
この規則は、平成27年11月1日から施行する。
附　則（平成29年6月21日規則第89号）
この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則（平成３０年７月１９日規則第５９号）

この規則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。